

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した

場合等の介護保険料の減免申請の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどし、基準に該当する場合は、第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料の減額または免除（以下「減免」といいます。）を申請することができます。

1. 介護保険料の減免の対象者

減免の対象となるのは、次の①または②のいずれかに該当する第1号被保険者の方です。

① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者（※）が死亡又は重篤な傷病を負った第1号被保険者の方

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の令和2年の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」といいます。）のいずれか、又は全部が減少し、次の（1）と（2）の両方に該当する第1号被保険者の方

（1）世帯の主たる生計維持者の令和2年の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

（2）世帯の主たる生計維持者の令和2年に減少した事業収入等以外の種類の所得の、令和元年の合計額が400万円以下であること。

（※）全体をとおし、世帯の主たる生計維持者とは、基本的には世帯の中で収入が最も多いひとを指します。その年により、収入が最も多いひとが変わる場合もあるかと思いますので、不明な場合はお問合せください。

~~~~~補足説明~~~~~

①に該当する方は、対象となる介護保険料の全額が免除となります。

新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合が対象となりますので、申請書のほかに診断書などの書類の提出が必要です。

重篤な傷病とは、1ヶ月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合をいいます。

②に該当する方は、世帯の主たる生計維持者が2つの要件を満たすことが必要です。

(1)の要件…収入の減少を確認します。

主たる生計維持者の令和元年の収入から令和2年の収入を差し引くことにより、差し引かれた差額が前年の収入の3割以上であることが必要となります。対象となる収入の種類は4種類ありますので、それぞれの収入において引き算を行い、1つでも3割を超える収入があれば該当となります。

令和2年中の申請であれば収入額が未確定の月もありますので、申請時点で令和2年の収入額が確定している期間（1月から5月など）と令和元年の同じ期間（1月から5月など）の収入額を比較します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少に対して、保険金、損害賠償金等が発生し、受領している場合、その金額を令和2年の収入に加えて計算してください。（1人あたり10万円の特別定額給付金など、加えなくていいものもあります。）

この要件を満たしているか確認するため、同封しました「保険税（料）減免申請に係る収入状況申告書」のほかに、主たる生計維持者の令和元年中の収入額・所得額が分かるもの（注1）、令和2年中の収入額が分かるもの（注2）保険金、損害賠償等の金額が分かるもの（注3）をご提出ください。

（注1）確定申告書の控えの写し、給与や年金の源泉徴収票等、所得額だけではなく収入額がわかるもの

（注2）令和2年1月から申請月までの帳簿、給与明細等の見込額算出の根拠となるもの

（注3）保険契約書など、減少した収入に対して補填される金額がわかるもの

## (2) の要件…所得を確認します。

「世帯の主たる生計維持者の令和2年に減少した事業収入等以外の種類の所得の、令和元年の合計額が400万円以下であること」とあります。

まず、(1)の要件により、事業収入等の4つの種類の収入のうち、前年よりも収入額が3割以上減少しているものが確定していると思います。ここでは、減少額が3割以上減少している収入以外の種類の収入に着目します。

3割以上減少しなかった収入及び4つの種類の収入以外の収入（年金収入など）がある場合、その収入の令和元年の所得の合計が400万円以下である必要があります。

3割以上減少しなかった収入及び4つの種類の収入以外の収入がない場合は、すでに(2)の要件を満たしているものとなります。

(1)の(注1)(注2)書類を参考に、要件を満たすか確認します。

## 2. 申請受付期間

1で定める①及び②のいずれの場合も、令和3年3月31日までとなります。

## 3. 減免額

減免の対象となる介護保険料は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）のものとなります。

減免額は、1で定める①または②どちらに該当するかによって、以下のとおりとなります。

### ①に該当する場合

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った第1号被保険者の方

《減免額》

対象となる介護保険料の全額を免除します

## ②に該当する場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の令和2年の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」といいます）のいずれか、又は全部が減少し、次の（１）と（２）の両方に該当する第1号被保険者の方（略）

### ＜減免額＞

#### 減免額は以下のように計算します

※減免額は役場で計算しますので、ご自身で計算していただく必要はありません。参考までに計算方法を掲載してあります。

【表1】で計算した対象保険料額に、【表2】の世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じた割合を乗じた額

#### 【減免額の計算式】

$$\text{対象保険料額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料減免額} \quad (100 \text{ 円未満切上})$$

(A×B/C) (D)

#### 【表1】

$$\text{対象保険料額} = A \times B / C$$

A：当該第1号被保険者の保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の令和2年に減少した事業収入等に係る令和元年の所得額（減少した事業収入等が2種類以上ある場合は、その所得の合計額）

C：世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額の合計額

※BやCの所得額が0円（またはマイナス）の場合、減免申請はできません。

#### 【表2】世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額について

| 前年の合計所得金額    | 減額又は免除の割合（D） |
|--------------|--------------|
| 200万円以下であるとき | 全部（10分の10）   |
| 200万円を超えるとき  | 10分の8        |

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年（令和元年）の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全額が免除となります。失業や廃業した事実が分かる書類を必ず添付してください。

## 4. 提出書類

### 申請書

同封した申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、ご提出ください。

### 添付書類

同封した「保険税（料）減免申請書に係る収入状況申告書（様式第2号）」のほか、「該当別の提出書類一覧」を参考にご提出ください。

【該当別の提出書類一覧】 ※1で定める①②のいずれに該当するかに応じて○のついた書類を提出してください。

| 提出書類                                                 | 該当及び備考 | ①に<br>該当 | ②に<br>該当 | 書類の一例                                                                         | 備考                                      |
|------------------------------------------------------|--------|----------|----------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 申請書                                                  |        | ○        | ○        | 提出部数は加入者1人につき1枚です。                                                            |                                         |
| 保険税（料）減免申請書に係る収入状況申告書                                |        |          | ○        | 申告書の「2枚目以降」は世帯の中で事業収入・不動産収入・給与収入のある方の全員分を記載願います。（世帯員・収入毎にそれぞれ1枚ずつ記載）          |                                         |
| (ア)世帯の主たる生計維持者の令和元年中の収入額・所得額が分かるもの                   |        |          | ○        | 確定申告書の控えの写し、給与や年金の源泉徴収票等、 <u>所得額だけではなく収入額がわかるもの。</u>                          |                                         |
| (イ)世帯の主たる生計維持者の令和2年中収入（見込）額が分かるもの                    |        |          | ○        | 令和2年1月から申請月までの帳簿、給与明細等の、 <u>減少額算出の根拠となるもの</u>                                 |                                         |
| (ウ)令和2年の収入の減少に対して、保険金、損害賠償金等が発生し、受領している場合、その金額が分かるもの |        |          | ○        | 保険契約書など、減少した収入に対して補填される金額がわかるもの                                               | 令和2年の収入の減少に対して保険金、損害賠償金等が発生し、受領している場合のみ |
| (エ)世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負ったことが分かるもの               |        | ○        |          | 死亡診断書、医師の診断書の写し等                                                              |                                         |
| 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、事業等の廃止や失業の事実が分かるもの        |        |          | ○        | 退職証明書、解雇通知書、雇用保険受給資格者証等の写し等<br><br>事業主の場合…事業の内容がわかるもの（登記簿謄本、営業証明等）廃業届済証明書等の写し | 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合のみ              |

## 5. その他 参考

### ○ 収入額・所得額の考え方

次に示す点に注意し、算出してください。

- 専従者給与は、支払われた者の所得です。
- 遺族年金などの非課税所得は、所得となりません。
- 繰越損失がある場合は、その金額を含めない所得とみなします。

### ○ 令和2年中の申請では、最初の申請で減免が該当しなかったとしても、収入額が未確定の月の今後の状況（昨年の同月の収入を下回った場合など）によっては、減免基準に該当となる場合があります。

最初の申請で非該当になったとしても、以後未確定の月の収入の状況を確認し、該当となる可能性がある場合は、再度の申請が必要となることから、その際は改めてお問合せいただきますようお願いいたします。

### ○ 申請内容について役場からご連絡する場合がありますので、日中連絡がとれる電話番号を必ずご記載ください。

## 6. お問い合わせ先・申請先

☆八雲町役場 財務課 住民税係 ☎0137-62-2114